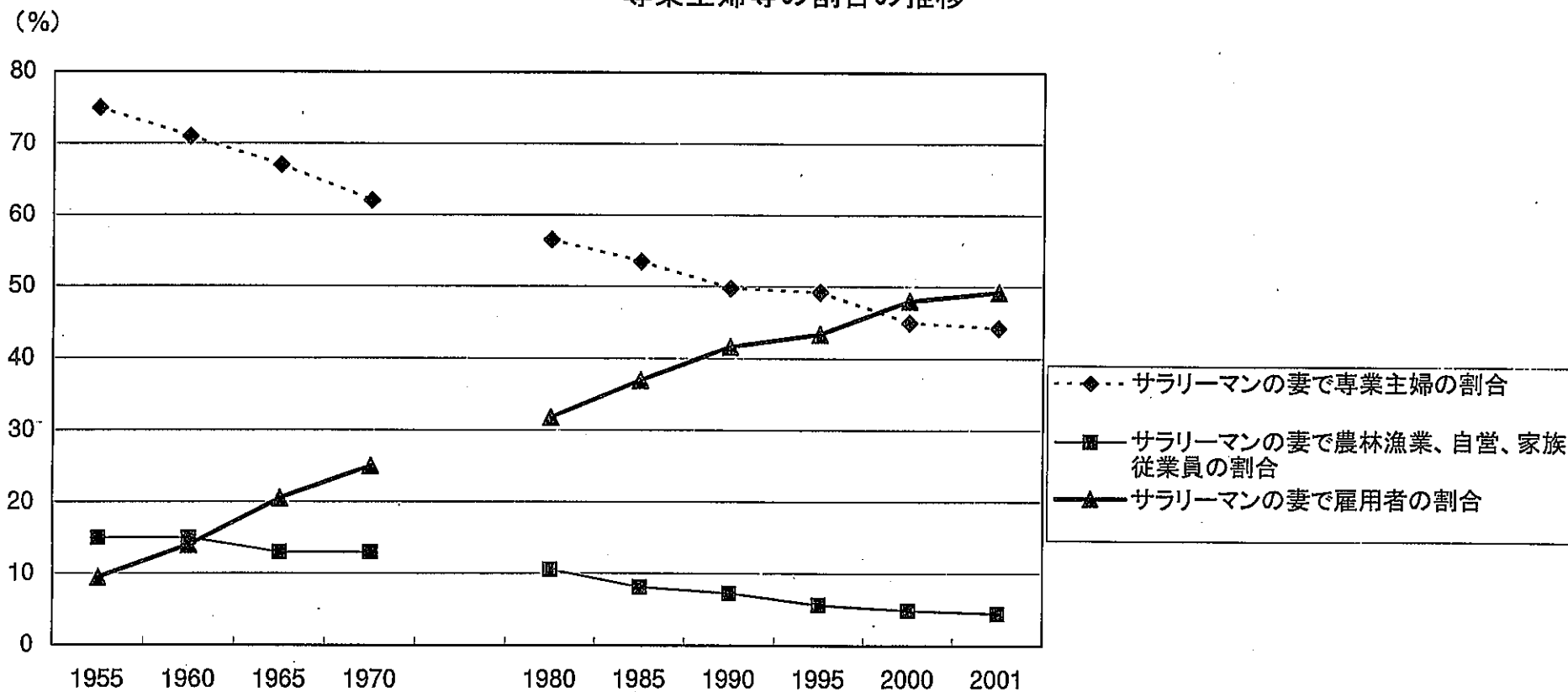


専業主婦等の割合の推移



36

(備考)

1. 雇用者(非農林業)を「サラリーマン」とする。「サラリーマンの妻で専業主婦」は、夫が雇用者(非農林業)で妻が非労働力の者とした。
2. 1955年から70年までは、総務省統計局「国勢調査」により、80年以降は、総務省統計局「労働力調査特別調査」により作成。